

議案第78号

守谷市公共下水道条例の一部を改正する条例

守谷市公共下水道条例（昭和55年守谷町条例第10号）の一部を別紙
のとおり改正する。

平成24年12月11日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
78号	1

守谷市公共下水道条例の一部を改正する条例

守谷市公共下水道条例（昭和55年守谷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 排水設備の設置等（第3条―第6条）

第3章 排水設備等の工事の事業に係る指定（第7条―第7条の8）

第4章 公共下水道の使用（第8条―第11条）

第5章 使用料及び手数料（第12条―第13条の2）

第6章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等（第14条―第18条）

第7章 雑則（第19条―第25条）

第8章 罰則（第26条―第28条）

第1条中「使用」の次に「並びに施設の構造及び維持管理の基準」を加える。

第3条第2号中「市の」を削る。

第4条中「。以下本条及び次条において同じ」を削る。

第5条第3項中「行っているもの」を「行っている者」に改める。

第8条の3第1項中「第12条の10の規定に基づき、使用者は」を「第12条の11の規定により」に改め、同項の表中「第9条の4第1項第1号から第32号まで」を「第9条の4第1項各号」に、「それぞれ当該第1号から第32号まで」を「下水道法施行令第9条の4第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同条第2項中「使用するもの」を「使用する者」に改める。

第24条を第28条とし、第23条を第27条とする。

第22条第7号中「第16条第2項」を「第21条第2項」に改め、同条第12号中「第14条第1項、第18条第2項」を「第19条第1項、第23条第2項」に改め、同条を第26条とする。

第7章を第8章とする。

第6章中第21条を第25条とし、第20条を削り、第19条を第24条とし、第18条を第23条とし、第17条を第22条とする。

第16条第1項ただし書中「第14条」を「第19条」に改め、同条を第21条とする。

第15条を第20条とし、第14条を第19条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等
（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第14条 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。次条にお

いて同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第16条において同じ。)に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
 - (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするができる。
 - (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規程で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
 - (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
 - (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手とうの設置その他の規程で定める措置が講ぜられていること。
- (排水施設の構造の基準)

第15条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規程で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
 - (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
 - (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所箇所にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
 - (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所箇所にあっては、マンホールを設けること。
 - (5) ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋)を設けること。
- (処理施設の構造の基準)

第16条 処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の基準は、第14条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規程で定める措置が講ぜられていること。

（適用除外）

第17条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道
（終末処理場の維持管理に関する基準）

第18条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

(2) 沈砂池又は沈でん池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

(3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

(4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

(5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規程で定める措置を講ずること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由（議案第78号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により下水道法の一部が改正されたことに伴い、同法において条例で定めることとされた事項を規定するため、条例を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
78号	3

守谷市公共下水道条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 排水設備の設置等（第3条－第6条）</u></p> <p><u>第3章 排水設備等の工事の事業に係る指定（第7条－第7条の8）</u></p> <p><u>第4章 公共下水道の使用（第8条－第11条）</u></p> <p><u>第5章 使用料及び手数料（第12条－第13条の2）</u></p> <p><u>第6章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等（第14条－第18条）</u></p> <p><u>第7章 雑則（第19条－第25条）</u></p> <p><u>第8章 罰則（第26条－第28条）</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 市が設置する公共下水道の管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例で定めるところによる。</p> <p>（排水設備の新設等の基準）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（1） （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 市が設置する公共下水道の管理及び使用_____については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例で定めるところによる。</p> <p>（排水設備の新設等の基準）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>（1） （略）</p>

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で 規程の定めるものによること。

(3) 及び(4) (略)

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第4条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く 。)の新設等を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) から(3)まで (略)

(排水設備等の計画の確認)

第5条 (略)

2 (略)

3 市長は、前2項の規定に違反して排水設備等の新設等を行っている者 に対しては、当該工事の中止を命じ、かつ、第1項の規定に基づき確認を受けさせるものとする。

第8条の3 法第12条の11の規定により

 、次の表に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこ

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で市の規程の定めるものによること。

(3) 及び(4) (略)

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第4条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設を除く。以下本条及び次条において同じ。)の新設等を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) から(3)まで (略)

(排水設備等の計画の確認)

第5条 (略)

2 (略)

3 市長は、前2項の規定に違反して排水設備等の新設等を行っているもの に対しては、当該工事の中止を命じ、かつ、第1項の規定に基づき確認を受けさせるものとする。

第8条の3 法第12条の10の規定に基づき、使用者

は、次の表に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこ

ととされているものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれを行わなければならない。

原因	基準数値
(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号 に掲げる物質 ～以下略～	下水道法施行令第9条の4第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値 ～以下略～

2 製造業及びガス供給業の用に供する施設から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、市長がそれらの施設から排除される汚水量がその終末処理場で処理される汚水量の4分の1以上であると認めるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められたとき、その他やむを得ない理由があると認められたときは、次の表に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

第6章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

ととされているものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれを行わなければならない。

原因	基準数値
(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項第1号から第3号までに掲げる物質 ～以下略～	それぞれ当該第1号から第3号までに定める数値 ～以下略～

2 製造業及びガス供給業の用に供する施設から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、市長がそれらの施設から排除される汚水量がその終末処理場で処理される汚水量の4分の1以上であると認めるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められたとき、その他やむを得ない理由があると認められたときは、次の表に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(新設)

第14条 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第16条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規程で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手とうの設置その他の規程で定める措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の基準）

第15条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規程で定め

る数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所においては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所においては、マンホールを設けること。

(5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第16条 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、第14条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規程で定める措置が講ぜられ

ていること。

(適用除外)

第17条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理に関する基準)

第18条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈でん池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規程で定める措置を講ずること。

第7章 雑則

(行為の許可)

第19条 (略)

(許可を要しない軽微な変更)

第20条 (略)

(占用の許可等)

第21条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について第19条の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

2 (略)

(原状回復)

第22条 (略)

(設計又は工事の委託)

第23条 (略)

(使用料等の減免)

第24条 (略)

(削除)

(規程への委任)

第25条 (略)

第8章 罰則

(罰則)

第6章 雑則

(行為の許可)

第14条 (略)

(許可を要しない軽微な変更)

第15条 (略)

(占用の許可等)

第16条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、占有物件の設置について第14条の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。

2 (略)

(原状回復)

第17条 (略)

(設計又は工事の委託)

第18条 (略)

(使用料等の減免)

第19条 (略)

第20条 削除

(規程への委任)

第21条 (略)

第7章 罰則

(罰則)

第26条 (略)

(1) から (6) まで (略)

(7) 第5条又は第21条第2項において準用する第5条の規定に違反して、排水設備等又は占用物件の新設等を行った者

(8) から (11) まで (略)

(12) 第5条第1項及び第2項, 第10条, 第11条, 第13条第2項第3号, 第19条第1項, 第23条第2項の規定による届出書に不実の記載をして提出した者

第27条 (略)

第28条 (略)

第22条 (略)

(1) から (6) まで (略)

(7) 第5条又は第16条第2項において準用する第5条の規定に違反して、排水設備等又は占用物件の新設等を行った者

(8) から (11) まで (略)

(12) 第5条第1項及び第2項, 第10条, 第11条, 第13条第2項第3号, 第14条第1項, 第18条第2項の規定による届出書に不実の記載をして提出した者

第23条 (略)

第24条 (略)